

2025年度 須坂市 中小企業振興資金のご案内(概要版)

固定

長期

市が保証料の一部もしくは全部を負担

中小企業の皆さんが事業経営資金を円滑に調達できるよう、市が金融機関に資金を預託し、金融機関を通じて低利で融資を行う制度です(長野県信用保証協会の保証が必要となります)

中小企業者の範囲

▼資本金または従業員数のいずれかが該当すればご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
ゴム製品製造業 <small>(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)</small>	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業 又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
上記以外の産業	3億円以下	300人以下

- 農業、林業、金融・保険業等、一部対象とならない業種もあります。詳しくはお問合わせください。
- 小規模企業者：常時使用する従業員数が20人(商業またはサービス業は5人)以下の法人または個人。サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業を営む法人または個人、医業を営む法人は従業員数20人以下。
※特別小口資金をご利用の際は必ず常時使用する従業員数を確認してください。

利用できる方

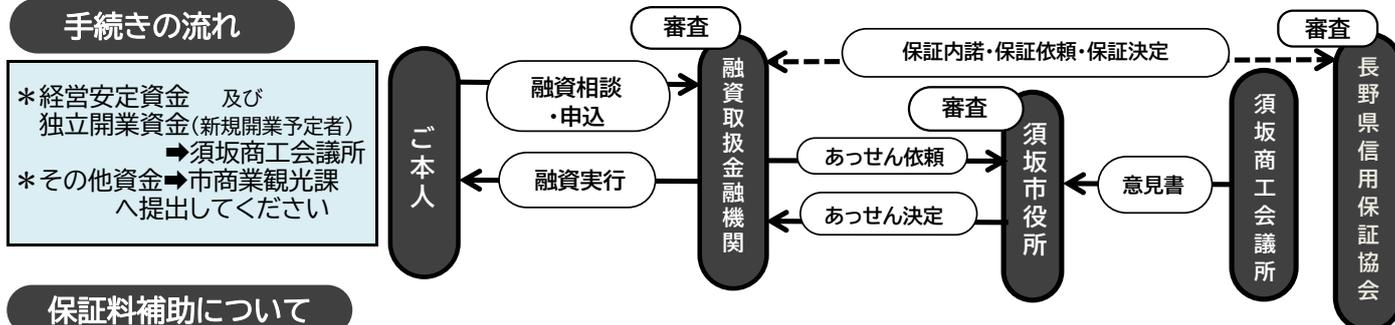
- 長野県信用保証協会や金融機関の審査結果によりご希望に添えないこともあります。
- 4ページの「①利用いただけない方」もご覧ください。

▼原則として1年以上継続して同一事業を営む、中小企業者の方がご利用いただけます。

区分	運転資金		設備資金	
	市内事業所	市外事業所	市内事業所	市外事業所
法人	商業・法人登記所在地が市内	○	○	×
	商業・法人登記所在地が市外	×	×	×
個人	住民登録地が市内	○	○	×
	住民登録地が市外	×	×	×

- 独立開業資金は運転資金・設備資金ともに、市内に商業・法人登記がある法人、もしくは住民登録がある個人の市内での開業が対象となります。
- 設備資金は、市外に設置するもの・固定資産計上されないものは対象外です。
- 下記取扱金融機関を利用していない場合は対象外です。

手続きの流れ



* 経営安定資金 及び 独立開業資金(新規開業予定者) → 須坂商工会議所
* その他資金 → 市商業観光課へ提出してください

保証料補助について

区分	通常時 (事業者選択型経営者保証非提供制度を利用しない場合)	事業者選択型経営者保証非提供制度利用時	
		信用保証料上乘せ0.25%時	信用保証料上乘せ0.45%時
通常の保証を利用する場合	4/5	3/5	1/2
セーフティネット保証・創業関連保証を利用する場合	1/1	3/4	2/3

※市内転入支援資金・特別災害対策資金・緊急借換資金は保証料全額補助

- 支援機関 須坂商工会議所中小企業相談所 026-245-0031 長野県信用保証協会本店営業部 026-234-7271
- 取扱金融機関

八十二銀行 須坂支店	026-245-1082	小布施支店	026-247-5682
長野銀行 須坂支店・須坂南支店	026-245-3300		
長野信用金庫 須坂支店・太子町支店	026-245-1110	墨坂支店	026-246-0511
小布施支店	026-247-3141		
長野県信用組合 須坂支店	026-245-0620	須坂南支店	026-248-3911
商工組合中央金庫 長野支店	026-234-0145		

2025年度 須坂市中小企業振興資金一覧

資金名	対象者要件	資金用途	限度額	利率(年)	返済期間(は土地、建物等)	返済方法	担保
特別小口資金 信用保証協会の債務保証の総額が8,000万円を超えることは不可 窓口 商業観光課	市内に商業・法人登録または住民登録のある小規模企業者	運転	2,000万円以内	1.6%	7年以内	月賦償還 (1年以内据置)	原則不要
	市内に工場若しくは店舗等がある小規模企業者	設備			10年以内		
普通資金 窓口 商業観光課	市内に商業・法人登録または住民登録のある中小企業者等	運転	5,000万円以内	2.0%	7年以内	月賦償還 (1年以内据置)	
	市内に工場若しくは店舗等がある中小企業者等	設備	1億円以内		10年以内 (12年以内)		
経営安定資金 ■須坂商工会議所経営指導員の指導を受けること 窓口 須坂商工会議所	経営安定に支障が出ており下記のいずれかの要件を満たす中小企業者等 ▼セーフティネット保証各号の認定 ▼申込み前3か月の売上が前年のいずれか同期比5%以上減少 ▼申込み前6か月の売上が前年のいずれか同期比3%以上減少 ▼倒産企業への回収困難な売掛金等があり、須坂商工会議所が認定した企業 ▼危機関連保証の認定	運転	5,000万円以内	1.6%	7年以内	月賦償還 (1年以内据置)	必要に応じて求める
		設備			10年以内 (12年以内)		
特別借換資金 ■市制度融資の借入金について1回限り ■既借入金の返済開始後、1年以上経過していること ■同一金融機関での借換であること ■借換により従前の借入金を一括返済すること 窓口 商業観光課	複数債務の一本化等による経営改善を行う、下記の要件を満たす中小企業者等 ▼経営が健全で返済能力が確実である ▼既借入金の返済に遅滞がない ▼借換について長野県信用保証協会の制度の条件を満たすこと ▼既借入金の残債の金額に新たな資金を追加する額は既借入金の残債の額を超えないこと	運転	5,000万円以内	1.8%	10年以内	月賦償還 (1年以内据置)	
特別運転対策資金 窓口 商業観光課	市内に商業・法人登録または住民登録のある中小企業者等	運転	1,000万円以内	1.7%	1年未満	月賦償還 又は 期日一括償還	
独立開業資金 *借入開始から1年間の利息額を補助 *SSS保証を利用する場合は上乗せ分を含めて保証料全額補助 窓口 須坂商工会議所 商業観光課	▼市内に商業・法人登録または住民登録し、市内で開業する、新規開業予定及び開業から5年未満の中小企業者等(新規開業予定の場合は須坂商工会議所経営指導員の指導を受けること) ◎創業関連保証又はSSS保証を利用するものとし、限度額は運転・設備資金の合計で3,500万円とする。	運転	2,000万円以内	1.0%	7年以内	月賦償還 (1年以内据置)	創業関連保証及びSSS保証を利用する場合は原則不要
		設備	3,500万円以内		10年以内		
市内転入支援資金 保証料全額及び借入開始から1年間の利息額を補助 窓口 商業観光課	市内に移住後1年以内に市外で5年以上継続して営んでいた事業を継続するため、市内に初めて事業所等を設置する中小企業者等	運転	1,500万円以内	1.1%	7年以内	月賦償還 (1年以内据置)	
		設備	3,000万円以内		10年以内		
特別災害対策資金 保証料全額及び借入開始から1年間の利息額を補助 窓口 商業観光課	暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の罹災証明等を受けた者 市内に商業・法人登録または住民登録のある中小企業者等 市内に工場若しくは店舗等がある中小企業者等	運転	通常時は利用できません(申込受付期間は発災から1年以内で市が定めます)		7年以内	月賦償還 (1年以内据置)	必要に応じて求める
		設備	5,000万円以内	0.9%	10年以内 (12年以内)		
緊急借換資金 保証料全額及び借入開始から1年間の利息額を補助 ■市制度融資の借入金で同一金融機関での借換であること ■既借入金の返済開始後6か月以上経過していること ■借換により従前の借入金を一括返済すること ■新たな資金の追加はできない 窓口 商業観光課	暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害の影響を受けたことにより、経営の安定に著しい支障が出ていると認められる者で、下記の要件を満たす中小企業者等 ▼セーフティネット保証4号認定と同等の経営状況であると認められる者 ▼経営が健全で返済能力が確実である ▼既借入金の返済に遅滞がない ▼借換について長野県信用保証協会の制度の条件を満たすこと ▼複数債務の一本化等による経営改善のため、発災以前の市制度資金を1回に限り借り換えるもの(特別借換資金も対象に含む)	運転	5,000万円以内	1.4%	10年以内	月賦償還 (1年以内据置)	必要に応じて求める

■申込みに必要な書類一覧表 審査のうえで下記以外に必要な書類を追加で提出していただく場合があります

提出書類	(市)原則1部(審査分)	資金名									備考
		特別小口資金	普通資金	経営安定資金	特別借換資金	特別運転対策資金	独立開業資金	市内転入支援資金	特別災害対策資金	緊急借換資金	
★印の書類につきましては須崎市ホームページからダウンロードできます。											金融機関で保管済の場合、提出書類は1部(市の審査分のみ)提出してください(融資あっせん申込書は3部)
★融資あっせん申込書(市・金融機関・申込者分)	原本3部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実印の押印は不要。1通は市から申込者へ送付します
信用保証委託申込書の写し	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	信用保証協会に提出した信用保証委託申込書の写し(両面)を添付。保証協会が経営者保証ガイドラインに則った対応等を実施する場合、法人代表者の保証は不要ですが、「経営者保証を不要とする取扱い確認書」の写しを提出してください
定款(法人のみ)	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	初回申込時又は前回申込時から内容に変更がある場合
登記事項証明書(法人のみ)(法務局で発行したもの)	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	初回申込時又は前回申込時から内容に変更がある場合
印鑑登録証明書(個人分)・(法人分及び連帯保証人分)	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	初回申込時又は前回申込時から変更がある場合のみ写しを添付してください(発行から3か月以内のもの)
直近の決算書及び勘定科目明細書(法人)又は確定申告書(個人)	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	確定申告書のマイナンバー部分は消してください
試算表(法人)又は ★経営状況調書(個人) (決算より6か月以上経過の場合)	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	個人の場合は経営状況調書を作成してください。収入支出・資産負債等で直近の経営状況が把握できるもの
市税完納証明書(個人分・法人分)(法人の場合は法人分のみで可)	原本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	納税証明書ではありません。申込時点の納税状況を確認するため直近のもの(発行から1か月以内)
★個人情報の提供に関する同意書 様式1-2(制度資金事前相談用)	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	宛先に須崎市が入っているもの。法人の場合、代表者個人が申請者となります
見積書・設計図・カタログ (市内に設置するもののみ対象)	写	○	○	○			○	○	○		見積書は有効期限内のもの。見積会社の記名押印が必要。見積先には申込者本人(法人の場合は法人名)の宛名が記載されていること。インターネットから購入の場合、画面のダウンロード可
(建物)建築確認済証、契約書、改修同意書等	写	○	○	○				○	○	○	法人の場合、法人所有の財産が対象。事業に使用する部分のみ対象。建設概要のわかるもの
(土地)売買契約書案等	写	○	○	○				○	○	○	土地の価格・所有権移転等が確認できる書類を添付
(車両)貨物等業務用車両(1・4ナンバー)のみ対象(4ページ②参照)	写	○	○	○				○	○	○	車種や付属品等が対象が確認するため、見積書等持参の上、 申込前に必ず商業観光課まで相談 すること
許認可証(提出が間に合わない場合、保証協会様式の念書を提出)	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保証協会で定める許認可や届出等を必要とする業種を営む方。登録名・有効期限に注意。 念書で対応した場合、許可後に必ず許認可証の写しを提出してください
請負工事状況報告書 (金融機関様式)	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設業で知事又は国土交通大臣の許可を必要としない方(一定規模以下の建設工事のみを請負って営業する場合)
★経営向上計画書	原本			○							具体的な計画となっていること
市長特認のみ(様式の定めなし) 最近3か月(6か月)及び前年いずれか同期の売上げの減少が確認できる書類	写			○							各月々の財務諸表(試算表、売上表、総勘定元帳等)の写しまたは、税理士、公認会計士、中小企業診断士、須坂商工会議所経営指導員が証明した書類
(該当者)ホームページ保証認定書	写			○							市へ申請し認定を受けてください
★創業計画書(新規開業予定者・SSS保証を利用する方は同保証専用)又は ★収支計画書(開業後5年未満で売上発生から決算前)又は 決算書(開業後5年未満で決算後) ※運転・設備ともに市内住民登録・市内法人登記が必要	原本							○			①会社設立前、開業届提出前は創業計画書 ②会社設立後又は開業届提出後から売上発生するまでの間又は売上発生後間もない場合は創業計画書 ③売上発生から決算書を作成するまでの間は収支計画書 ④開業後5年未満で決算後の場合は決算書を添付、収支計画書は不要
事業を営んでいない個人であった事実を証する書類	写							○			源泉徴収票・確定申告書・所得証明等前職のもの(新規開業予定者のみ)
開業届または登記事項証明書	写							○	○		開業後5年未満の場合必要
須坂商工会議所の意見書 (提出書類をそろえて融資希望日の約2週間前に商工会議所へ申請してください)	原本			○				○			須坂商工会議所経営指導員が現地確認やヒアリングの上作成します。経営安定資金及び独立開業資金で新規開業予定者は必須。すでに開業している場合でも意見書を求める場合があります
借換対象資金の償還表	原本				○					○	申込時点で返済に遅延がないことを金融機関が記入・押印した金融機関の証明書類
罹災証明書・被災証明書等	写								○		災害により被害を受けた事実を証するものとして市町村長等が発行したもの
あっせん要件確認書	原本									○	税理士、公認会計士、中小企業診断士、須坂商工会議所経営指導員が証明した書類
売上等明細表	原本									○	

*設備資金の場合、設備完了後、速やかに「★設備完了届」・「完了後の写真(修繕の場合、場所ごとに施工前後の写真を添付)」・「領収書の写し」等を提出してください。名義変更したことがわかる書類(車検証や登記事項証明書等の写し)も添付してください。

①利用いただけない方

- ▼信用保証協会で行った代位弁済に対する債務の履行が終わらない方
- ▼金融機関から取引停止の処分を受けている方
- ▼経営継続の見込みがない方
- ▼営業と家計が分離していない方
- ▼本制度を不正に利用したことがある方
- ▼許可等を要する業種で、これを受けずに営業している方
- ▼公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている方
- ▼市税を完納していないまたは市税の申告をしていない方
- ▼その他融資をすることが不相当であると認められる方

②対象外の経費

- ▼事業用途と認められない経費(店舗併用住宅の住宅部分、自家用車両の購入等)
- ▼車両については貨物等業務用車両(1・4ナンバー)のみ対象です。ただし、融資申込前に「車両選定理由書」を提出の上、事業活動への必要性が明確であり、社会通念上適当と認められる車両及び車種は乗用自動車も対象とすることができます。この場合、乗用自動車の車体には必ず事業所名または屋号を記載していただくようになります(マグネットシート等、容易に脱着できるものは不可)。業務に必要な高価な車両や過度な装備品は不可。
- ▼投機的なものや過剰取得と認められるもの。
- ▼融資申し込み時において、既に代金の支払いが行われているもの。既に支払時期が到来(期限が到来している納税費用等)しているもの。

③セーフティネット保証制度について(経営安定資金関係)

◇市が認定を行います

- ▼この制度は取引先等の再生手続等の申請や、事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に、保証限度額の別枠化等による支援を行う国の制度です。認定の基準は1号から8号までありますが、申請が多いのは4・5号認定基準です。
- ▼4号(災害の影響)の認定基準は、国が指定した地域で次の要件を満たす中小企業者が対象です。
 - ・指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
 - ・災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること。
- ▼5号の認定基準は、国の指定する業種に属する事業を行っており、次のいずれかの要件を満たす中小企業者が対象です。
 - ・最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している。
 - ・製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。

④危機関連保証制度について(経営安定資金関係)

◇市が認定を行います

- ▼この制度は内外の金融秩序の混乱その他事象が突発的に生じたため、中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認めた場合に、実際に売り上げが減少している中小企業者に、保証限度額の別枠化等による支援を行う国の制度です。
- ▼次の要件を満たす中小企業者が対象です。
 - ・金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。
 - ・指定案件に起因して、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。

⑤長野県中小企業融資制度

(問合わせ:長野地域振興局商工観光課 026-234-9527)

- ▼長野県でも事業者向け融資を行っています。利用にあたっては、金融機関及び長野県信用保証協会の審査が必要となります。詳細については長野県ホームページをご確認いただき、不明な点は長野地域振興局までお問い合わせください。
- ▼申込書類は長野県ホームページをご確認ください。なお、未納がないことの証明書は、「納税証明書(県税事務所で発行)」、市税は「完納証明書(市税務課で発行)」を添付してください。
- ▼県制度融資により車両の購入を予定している場合、必ず事前に長野地域振興局まで相談・確認をしてください。

⑥日本政策金融公庫の融資制度

(窓口・問合わせ:須坂商工会議所 026-245-0031)

小規模事業者経営改善資金(マル経資金)

資金用途	融資限度額	利率	返済期間	据置期間	担保・保証人
運転資金	2,000万円 (※条件による)	1.95%	7年以内	1年以内	不要
設備資金			10年以内	2年以内	

■記載事項は2025年3月3日現在のものです。年度途中で変わることがあります。

利用できる方 (以下のすべてに該当する方)

- ▼小規模事業者 ▼原則6か月以上商工会議所の経営指導を受けている ▼最近1年以上市内で事業を営んでいる
- ▼所得税、法人税等の税金を完納している ▼日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる

【お問合わせ】 須坂市役所 産業振興部 商業観光課 商業・サービス産業振興係
〒382-0077 須坂市大字須坂1295-1 シルキー2階
☎ 026-248-9005(課専用) ✉ syogyokanko@city.suzaka.nagano.jp